Ｎｏ．１１

市町村名	担当部課名	ＴＥＬ	直通・内線	ＦＡＸ
安城市	環境部　環境都市推進課	0566-71-2206	直　　通	0566-76-1112
住　所	〒446-8501　安城市桜町18-23		担当者氏名	柴立　武
ＵＲＬ	https://www.city.anjo.aichi.jp/	E-mail	kankyo@city.anjo.lg.jp	

（１）〔　補助金額　〕　　（単位：円）

人槽区分	窒素除去型浄化槽	窒素燐除去型浄化槽
5人槽	255,000	525,000
6～ 7人槽	285,000	690,000
8～10人槽	345,000	960,000
11～20人槽	600,000	1,665,000

※窒素除去型浄化槽とは、浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、一般財団法人日本建築センターによりその機能に関する評定を受けたものをいう。
※窒素燐除去型浄化槽とは、浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下及び総燐濃度1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有しかつ、一般財団法人日本建築センターによりその機能に関する評定を受けたものをいう。

（２）〔　平成２９年度の補助計画基数　〕　　（単位：基）

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合　計
５９	７３	１３	－	－	－	－	１４５

前年度実績基数（１２１基）

（３）〔　補助対象地域　〕
・次の区域を除く地域
①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画（当該年度内に策定される予定の事業計画を含む。）に定められた予定処理区域
②農業集落排水処理地域

（４）〔　特定地域の有無　〕有（油ヶ淵流域周辺）

（５）〔　補助対象条件　〕
・専用住宅（居宅部分の床面積が延面積の2分の1以上ある併用住宅を含む。）に窒素除去型浄化槽あるいは窒素燐除去型浄化槽を設置しようとする個人

（６）〔　欠格要件　〕
①浄化槽法(昭和58年法律第43号）第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は、建築基準法(昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
③販売の目的で浄化槽付住宅を建築（改築を含む。）する者。ただし、居住の目的で当該住宅を購入した者は、補助金の交付を受けることができる。
④安城市税の滞納がある者
⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下「暴力団員」という。）である者
⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

（７）〔　補助金交付申請書に添付する書類　〕
①建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
②設置場所の案内図及び浄化槽の配置図並びに排水経路図
③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
④浄化槽法の規定による浄化槽設備士免状の写し。ただし、昭和62年度以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
⑤浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
⑥高度処理浄化槽の設置工事費用の見積書
⑦工事業者の浄化槽工事業登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
⑧浄化槽工事請負契約書の写し
⑨全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）
⑩型式適合認定書別添仕様書及び図面
⑪一般財団法人日本建築センターの認定書の写し

⑫新増築を伴わず既設のみなし浄化槽を撤去して高度処理浄化槽を設置する場合にあっては、撤去処分をする予定のみなし浄化槽の写真及び撤去処分費用の見積書
⑬納税証明書（安城市税に限る。）
⑭その他市長が必要とする書類

（８）〔　実績報告書に添付する書類及び提出期限　〕

・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日
①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
②浄化槽法定検査依頼書の副本
③浄化槽法定検査契約書の写し
④工事施工写真
⑤工事施工チェックリスト
⑥高度処理型浄化槽設置工事費用の領収書の写し
⑦第5条第3項に係る実績報告をする場合にあっては、浄化槽廃止届の写し及びみなし浄化槽撤去工事の施工に係る写真
⑧その他市長が必要と認める書類

（９）〔　その他　〕

①新増築を伴わず、既設のみなし浄化槽を撤去して高度処理浄化槽を設置する場合には、(1)の補助金額に10万円を上乗せする
②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に工事費用の2/3（3㎥未満:7万5千円, 3～10㎥:10万円, 10㎥以上:15万円まで）の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください